

## 監 査 報 告 書

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における業務について監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、法人の役員及び職員並びに監査室と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、国立大学法人愛媛大学監事監査規則に従い、役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、法令に基づき監事の調査を要する文部科学大臣への提出書類を含め、重要な決裁書類等を閲覧しました。そして、学長等から法人の運営状況を聴取するとともに、各部局等の長等から業務執行状況及び中期計画の進捗状況並びに医学部附属病院にあつては経営状況を聴取したほか、会議資料及び各種書類により法人の予算の執行及び資金管理の状況等を確認しました。

また、法人におけるガバナンス体制及び役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備及び運用の状況について、会議等で確認するとともに役員及び職員から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）並びに事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき検討しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムは、適切に整備され運用されていると認めます。また、内部統制システムに関する役員の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 財務諸表等に係る会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

令和7年6月23日

国立大学法人愛媛大学

監 事 相 田 美 砂 子  
監 事 重 松 直 江